



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 セ ン ト ケ ア 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 村 上 美 晴
(J A S D A Q ・ コード番号 2 3 7 4)
問合せ先 取締役管理部長 関 根 竜 哉
(T E L . 0 3 - 3 5 3 8 - 2 9 4 3)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 24 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 第 2 条に定める事業の目的について、改正介護保険法および障害者自立支援法の施行に伴う条文の変更および追加ならびに連結子会社の事業目的の追加を行うとともに、一部字句の変更等、条文の整備を行うものであります。
- (2) 公告の方法について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、現行定款第 4 条（公告の方法）につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 6 条（株券の発行）を新設するものであります。

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 17 条（取締役会の設置）、第 29 条（監査役及び監査役会の設置）、および第 6 章として会計監査人の章を新設し、第 39 条から 42 条を定めるものであります。

会社法第 370 条の規定に従い、迅速な意思決定を可能とするため、書面または電磁的記録により取締役会の決議を行うことができるよう、第 25 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

- (4) 「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)にもとづき、株主総会参考書類の一部をインターネットで開示することにより、株主の皆様へ提供したものとみなされますので、閲覧の利便性向上とコスト削減に資することを目的として、第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法第 310 条および会社法施行規則第 63 条第 5 項の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするため、現行定款第 13 条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
- (6) 監査役の任期に関する経過措置を定めた附則を削除するものであります。
- (7) 会社法施行に伴い端株制度が廃止となり、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)において端株に関する経過措置が規定されたことに伴い、現存する端株の取扱いについて、附則第 1 条から第 4 条を設けるものであります。
- (8) 上記各変更に伴う条数の繰り下げ等、条文の整備および一部字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 訪問介護事業 2. 訪問入浴介護事業	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売等の居宅サービス事業の経営及びコンサルタント業</u> 2. <u>夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等の地域密着型サービス事業の経営及びコンサルタント業</u>

現 行 定 款	変 更 案
3 . <u>訪問看護事業</u>	3 . <u>介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売等の介護予防サービス事業の経営及びコンサルタント業</u>
4 . <u>訪問リハビリテーション事業</u>	4 . <u>介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等の地域密着型介護予防サービス事業の経営及びコンサルタント業</u>
5 . <u>居宅介護支援事業</u>	5 . <u>居宅介護支援事業及び介護予防支援事業</u>
6 . <u>身体障害者居宅生活支援事業</u>	6 . <u>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の施設サービス事業の経営及びコンサルタント業</u>
7 . <u>知的障害者居宅生活支援事業</u>	7 . <u>地域支援事業、包括的支援事業（地域包括支援センター）、保健福祉事業の経営及び受託</u>
8 . <u>児童居宅生活支援事業</u>	8 . <u>障害者自立支援法に定める居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等の障害福祉サービス事業の経営及びコンサルタント業</u>
(新 設)	9 . <u>障害者自立支援法に定める相談支援事業、自立支援医療事業及び移動支援事業並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの運営並びに受託</u>
(新 設)	10 . <u>高齢者及び障害者に係る介護・福祉サービス事業の受託</u>
(新 設)	11 . <u>家事・介護に係る日常生活の援助及び代行業並びに外出の付き添いに係る援助業務</u>
<u>9 . ~ 12 . （条文省略）</u>	<u>12 . ~ 15 . （現行どおり）</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>13. 病院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム及びケアハウス）施設、在宅介護支援センター、通所介護（デイサービス）・短期入所生活保護（ショートステイ）支援センター施設、痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）施設、リハビリテーション及びトレーニング施設等の経営及びコンサルタント業</u> <u>14. ～22. （条文省略）</u> <u>23. 労働者派遣事業</u> <u>24. 有料職業紹介事業</u> （新 設） <u>25. 集合住宅の管理・運営</u> <u>26. 一般乗用旅客自動車及び特定旅客自動車運送事業</u> （新 設） <u>27. ～42. （条文省略）</u> （新 設） （新 設） （新 設） （新 設） （新 設） <u>43. 前各号に附帯する一切の業務</u> （公告の方法） 第4条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載し</u> <u>てする。</u> （発行する株式の総数） 第5条 当会社の発行する株式の総数は、24万 3,000株とする。	<u>16. 病院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウス、在宅介護支援センター、リハビリテーション及びトレーニング施設等の経営及びコンサルタント業</u> <u>17. ～25. （現行どおり）</u> <u>26. 労働者派遣事業及びコンサルタント業</u> <u>27. 有料職業紹介事業及びコンサルタント業</u> <u>28. 教育研修・採用に係るイベントの企画、運営</u> <u>29. （現行どおり）</u> <u>30. 一般乗用旅客自動車、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業</u> <u>31. 自動車の販売及びリース業</u> <u>32. ～47. （現行どおり）</u> <u>48. 犬猫及び各種ペットの繁殖、輸入、販売、レンタル</u> <u>49. 動物の飼料、ペット食品、ペット用器具の販売及び輸入並びに製造</u> <u>50. ペットの美容、宿泊（ペットホテル）、診療、葬儀埋葬施設の経営</u> <u>51. 各種ペットの飼育、健康、訓練、美容に関する学校及び会員制クラブの経営</u> <u>52. ペットの運動・飼養に関する受託業務</u> <u>53. 前各号に附帯する一切の業務</u> （公告方法） 第4条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u> （発行可能株式総数） 第5条 当会社の発行可能株式総数は、24万 3,000株とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (自己株式の取得) <u>第 6 条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</u> (名義書換代理人) <u>第 7 条</u> 当社は株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱所に備え置き、株式の名義書換、株券の発行、株券喪失登録、実質株主通知の受理、及び端株の買取りその他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u> (基準日) <u>第 8 条</u> 当社は、<u>毎決算期最終の株主名簿に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使させることができる株主とする。</u> 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により<u>予め公告して、基準日を定めることができる。</u>	(株券の発行) <u>第 6 条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) <u>第 7 条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (株主名簿管理人) <u>第 8 条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失記録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u> (基準日) <u>第 9 条</u> 当社は、<u>毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</u> 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、<u>臨時に基準日を定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規則) <u>第 9 条</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主通知の受理、及び端株の買取りその他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (招集時期の時期及び議決権) <u>第10条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u> <u>前項の定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎年 3 月31 日の最終の株主名簿に記載された株主とする。</u> (招集権者及び議長) <u>第11条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (新 設)	(株式取扱規則) <u>第10条</u> 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、端株の買取、その他株式又は新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (招 集) <u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u> (削 除) (招集権者及び議長) <u>第12条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。<u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(決議の方法) <u>第12条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。 <u>商法第343条の規定</u>によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う</u>。 (議決権の代理行使) <u>第13条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その議決権を行使することができる</u>。 前項の場合、代理人は代理権を証する書面を、総会毎に<u>当会社に提出するものとする</u>。 (議事録) <u>第14条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、<u>議長及び出席した取締役がこれに記名押印する</u>。 <u>株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く</u>。 (新 設) (取締役の員数) <u>第15条</u> 当会社の取締役は10名以内とする。	(決議の方法) <u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第309条第2項の定め</u>によるべき決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う</u>。 (議決権の代理行使) <u>第15条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。 前項の場合には、<u>株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に提出しなければならない</u>。 (議事録) <u>第16条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する</u>。 (削 除) (取締役会の設置) <u>第17条</u> 当社は取締役会を置く。 (取締役の員数) <u>第18条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の選任方法) <u>第16条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) <u>第17条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) <u>第18条</u> 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者及び議長) <u>第19条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議により予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役の選任方法) <u>第19条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり) (取締役の任期) <u>第20条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) <u>第21条</u> 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) <u>第22条</u> (現行どおり) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) <u>第20条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。	(取締役会の招集通知) <u>第23条</u> (現行どおり) 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。
(取締役会の決議方法) <u>第21条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。	(取締役会の決議方法) <u>第24条</u> 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
(新 設)	(取締役会の決議の省略) <u>第25条</u> 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。
(取締役会の議事録) <u>第22条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、<u>議長並びに</u>出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。 <u>取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u>	(取締役会の議事録) <u>第26条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
(取締役会規程) <u>第23条</u> 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。	(取締役会規程) <u>第27条</u> (現行どおり)
	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の報酬及び退職慰労金) <u>第24条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。 (新 設) (監査役の員数) <u>第25条</u> 当社の監査役は5名以内とする。 (監査役の選任方法) <u>第26条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は総株主の議決権の数の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その</u>議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) <u>第27条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> (常勤監査役) <u>第28条</u> 監査役はその互選により常勤監査役を1名以上置かなければならない。 (監査役会の招集) <u>第29条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)	(取締役の報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役及び監査役会の設置) <u>第29条</u> 当社は監査役及び監査役会を置く。 (監査役の員数) <u>第30条</u> (現行どおり) (監査役の選任方法) <u>第31条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) <u>第32条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) <u>第33条</u> 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) <u>第34条</u> (現行どおり) <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の決議方法) <u>第30条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを<u>行う</u>。 (監査役会の議事録) <u>第31条</u> 監査役会の<u>議事録は、</u>議事の経過の要領およびその結果<u>を</u>記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。 (監査役会規則) <u>第32条</u> 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。 (監査役の報酬及び退職慰労金) <u>第33条</u> 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議により定める。 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	(監査役会の決議方法) <u>第35条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録) <u>第36条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印<u>又は電子署名</u>する。 (監査役会規則) <u>第37条</u> (現行どおり) (監査役の報酬等) <u>第38条</u> 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議によって定める。 <u>第 6 章 会計監査人</u> (会計監査人の設置) <u>第39条</u> 当社は会計監査人を置く。 (会計監査人の選任) <u>第40条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期) <u>第41条</u> 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該提示株主総会において再任されたものとみなす。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) <u>第 6 章</u> 計 算 (営業年度) <u>第34条</u> 当会社の<u>営業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとし、各営業年度の<u>末日を決算期日</u>とする。 (利益配当金) <u>第35条</u> 当会社の<u>利益配当金</u>は、毎年 3 月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者並びに同日の最終の端株原簿に記載された端株主に対し支払う。 (中間配当金) <u>第36条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載された端株主に対し、中間配当金を支払うことができる。 (配当金の除斥期間) <u>第37条</u> 当会社の<u>利益配当金及び中間配当金</u>が、<u>その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは</u>、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 未払配当金には利息は<u>つけない</u>。	(<u>会計監査人の報酬等</u>) <u>第42条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> <u>第 7 章</u> 計 算 (事業年度) <u>第43条</u> 当会社の<u>事業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。 (期末配当金) <u>第44条</u> 当会社の<u>剰余金の配当</u>は、毎年 3 月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者並びに同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。 (中間配当金) <u>第45条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び同日の最終の端株原簿に記載された端株主に対し、中間配当金を支払うことができる。 (期末配当金の除斥期間) <u>第46条</u> 当会社の<u>剰余金の配当金(中間配当金を含む。)</u>が、<u>支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは</u>、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 未払<u>の</u>配当金には利息を<u>つけない</u>。

現 行 定 款	変 更 案
附則 <u>1. 第27条の規定にかかわらず、平成15年3月期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	附則 (削 除) <u>第1条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。</u> <u>第2条 当会社は、端株につき名義書換代理人を置くものとする。</u> <u>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>3 当会社の端株原簿の作成並びに備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u> <u>第3条 当会社の端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u> <u>第4条 本附則第1条から第4条は、当会社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</u>

以 上